

保護者 様

令和4年度 幼児教育・保育無償化の認可外保育施設等に関するしおり

2019年10月から実施された幼児教育・保育無償化に伴い、認可外保育施設等を利用する子どもについても、保育の必要性の認定を受けた場合は、利用料が無償化の対象になります。

1 施設等利用給付認定区分について

認可外保育施設等利用料の給付を受けるためには、「子育てのための施設等利用給付認定」が必要です。認定が受けられる対象は以下のとおりです。

※認可保育所や認定こども園、企業主導型保育を利用している子どもは無償化給付の対象となりません。

対象年齢	(新設)施設等利用	保育の必要性	その他の要件	対象施設等
令和4年4月1日に満3歳以上の児童	新2号	あり		・認可外施設 ・一時預かり事業
3歳になった日から最初の3月31日までにある児童	新3号	あり	市町村民税非課税世帯	・病児保育事業 ・ファミリー・サポート・センター事業

※新3号認定の対象者については、「保育の必要性」の要件以外に、「市町村民税非課税世帯」の要件が必要になります。対象児童が、新3号認定を受けられるか、否かについては、要件の確認をいたしますので、福祉課 児童福祉係へお問い合わせ下さい。なお、税情報等については、電話での対応は行っておりませんので、直接、福祉課児童福祉係にお越し下さい。その際は、本人確認を行うため、運転免許証・パスポートなどをご持参ください。

2 新2号・新3号認定要件（保育の必要性）について

「保育の必要性」があると認められるには、父母ごとに次のいずれかの書類が必要です。

保育を必要とする具体的要件		提出書類
就 労	父母が仕事(内職を含む)をするため、保育が必要な場合 ・居宅外労働、内職、自営業等	①就労・内職(予定) 証明書 ②家庭状況証明書
妊娠・出産	母親が妊娠中または出産後で保育が必要な場合 ・出産月をはさんで産前2ヶ月産後3ヶ月の計6ヶ月以内	③家庭状況証明書 母子手帳(表紙と出産予定日欄の写し)
疾 病 等	保護者が病気または心身に障がいがあるため保育が必要な場合 ・保護者に障がい等があるため、就労又は保育ができない場合 ・疾病や負傷により長期間にわたり入院や通院等の治療が必要な場合	③家庭状況証明書 診断書等
介 護 等	長期間にわたり親族を介護・看護している場合 ・長期間にわたり疾病や心身に障がいがある親族を看護するため、児童の保育ができない場合	③家庭状況証明書 診断書、身障者手帳の写し等
求 職 活 動	求職中(仕事を探している)の場合 ・保育期間は基本2ヶ月(求職活動状況申告書提出で最大3ヶ月)	④家庭状況証明書 求職活動状況申告書
就 学	学校等へ就学 ・職業訓練校等に就学中の場合	④家庭状況証明書 在学証明書
そ の 他	災害復旧の場合、他 ・災害復旧のあいだ児童の保育ができない場合 ・その他保育を必要とする要件として認められる場合	③家庭状況証明書 り災証明書等

3 必要書類及び提出等について

(新規申請)

必要書類	提出先／提出日
<input type="checkbox"/> 子育てのための施設等利用給付認定申請書(緑色)※必須 <input type="checkbox"/> 就労証明書等(父母それぞれ1部ずつ)※必須 <input type="checkbox"/> 保育所等利用申込等の不実施に係る理由書※必須 <input type="checkbox"/> 令3年度所得課税証明書 (新3号認定の対象者で令和3年1月1日現在の住所が三股町でない場合)	利用する・利用している施設 (認可外保育施設利用のみ) 又は三股町役場 福祉課 児童福祉係 令和4年1月20日(木)

※**令和4年1月20日(木)**までにご利用の施設にご提出ください。期限を過ぎても、随時受付は行いますが、認定希望日(利用開始日)が4月1日の場合は、最終期限を令和4年3月17日(水)とさせていただきます。また、年度途中での認定希望(利用開始)の場合は、認定希望日(利用開始日)の10日前までに、申請書類を提出してください。

(継続利用)

必要書類	提出先／提出日
<input type="checkbox"/> 子育てのための施設等利用給付認定現況届兼認定申請書(緑色)※必須 <input type="checkbox"/> 就労証明書等(父母それぞれ1部ずつ)※必須	利用している施設(認可外保育施設利用のみ) 又は三股町役場 福祉課 児童福祉係 令和4年1月20日(木)

4 利用料の償還払いについて

認可外保育施設等利用料は、これまでどおり施設に支払い、後日保護者は施設を通じて、町に請求を行います。その後、町は内容審査し保護者に該当金額の払い戻しを行います。(償還金払い)

※[新2号認定]は、月額上限37,000円まで、[新3号認定]は42,000円までの範囲となります。

① 償還払いによる施設等利用費の請求

年4回、四半期ごと(7月・10月・1月・4月)の施設等利用給付の請求の手続きを予定しています。

② 提出書類

必要書類	提出先
<input type="checkbox"/> 施設等利用費請求書 <input type="checkbox"/> 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書 <input type="checkbox"/> 特定子ども・子育て支援提供証明書 <input type="checkbox"/> 活動報告書(ファミリー・サポート・センター事業利用の場合)	利用している施設(認可外保育施設利用のみ) 又は三股町役場 福祉課 児童福祉係

●施設から発行される「領収書」及び「支援提供証明書」は、請求する際必要になりますので**必ず保管**をお願いします。

●振込先を変更される場合は**変更届の提出**をお願いします。

また認定保護者と口座名義人が異なる振込先を指定する場合は、**委任状の提出**が必要となります。

5 その他

●認可外保育施設等の利用料が無償化の対象になるためには、施設側が市町村から「確認」を受けている施設のみとなりますので、事前に利用施設へご確認ください。

●令和4年度市町村民税(毎年6月に変更される)に伴う、新3号の認定・取消に係る判定要件(市町村民税非課税世帯)は9月からとなります。要件を満たすこととなる子どもについては6月～7月頃に認定の申請を受け付けます。また、市町村民税課税世帯となった場合には、認定取消の通知を行います。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和3年度市町村民税					令和4年度市町村民税						

問い合わせ先 三股町福祉課 児童福祉係 TEL0986-52-9060(直通)